平成２１年（フ）第４５２号
福井市文京１丁目３番10号
債務者　長谷部隆信
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４５３号
福井市大手２丁目17番３号　エレガンテ大手203、旧住所福井県吉田郡永平寺町松岡窪第19号５番地２
債務者　坂下　幸博
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２６２号
山梨県甲府市下河原町３番41―502号
債務者　村松みきえ
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３７１号
長野市大字若槻団地372番地７
債務者　徳武　千恵
1　決定年月日時　平成21年10月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３８１号
長野市川中島町御厨421番地５
債務者　戸谷　路子
1　決定年月日時　平成21年10月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３８３号
長野市大字川合新田1233番地10フラッツオークＡ―106号
債務者　平林　康惠
1　決定年月日時　平成21年10月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２７６号
長野県木曽郡大桑村大字野尻773番地
債務者　石垣　豊子
1　決定年月日時　平成21年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第３２３号
長野県松本市会田671番地２
債務者　岩下　静美
1　決定年月日時　平成21年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第１０１号
長野県岡谷市川岸東１丁目９番17号
債務者　鮎澤　　学
1　決定年月日時　平成21年10月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２１年（フ）第１０６号
長野県茅野市宮川5030番地１　県住327号
債務者　鷹野原昭子
1　決定年月日時　平成21年10月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２１年（フ）第５５８号
岐阜県山県市岩佐240番地３
債務者　兒玉将太郎
1　決定年月日時　平成21年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第６３０号
岐阜市村里町31番地２ラ・ベルセゾン大平201号室
債務者　川田登志子
1　決定年月日時　平成21年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第６４１号
岐阜県関市下有知1423番地４
債務者　永田　幸治
1　決定年月日時　平成21年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第６４３号
岐阜市八代２丁目７番１号ハイツ林101号室
債務者　田嶋　清治（旧姓月山）
1　決定年月日時　平成21年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第６６４号
岐阜県各務原市川島松倉町2423番地６
債務者　大森　豊己
1　決定年月日時　平成21年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第１７６３号
京都市右京区太秦椙ケ本町６番地11
債務者　安岡久仁子
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１８０４号
京都市伏見区淀樋爪町104番地の７
債務者　小川ひと美
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１８２６号
京都市山科区四ノ宮行者谷26番地の49
債務者　渡瀬　初美
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係